

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 5年 8月 3日			
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 森林 正彰			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	800 台	14 台	台	814 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	11.6	キログラム	9	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所に設置されている冷媒用代替フロン使用機器について、フロン法に則り、定期的実施している。			
	廃棄時	4半期ごとに回収されたフロンが適切に処理されているか確認している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	事業所に設置されている冷媒用代替フロン使用機器について、4月から6月にかけて運転状況、異音、異臭、設置状況、冷媒の漏れ等の確認を実施。			
	廃棄時	4半期の確認を実施			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	N T Tグループ建物グリーン設計ガイドラインにより、ハロンまたは特定フロンを利用する設備機器は、原則として新設・増設をしない。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。